

伊万里市障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自動車運転免許を取得しようとする障害者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、障害者の社会参加と自立更正の促進を目的とする。

2 前項の補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 この事業の補助を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者で伊万里市に居住する者
- (2) 道路交通法に定める運転免許取得資格のある者
- (3) 助成対象者の前年の所得（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条に定める所得。以下同じ。）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第20条に規定する額以内並びに助成対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得及び対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者の生計を維持する者の前年の所得が法第21条に規定する額以内である者

(申込の方法)

第3条 補助を受けようとする者は、伊万里市障害者自動車運転免許取得費補助金申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(補助金の決定)

第4条 市長は、補助金申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、伊万里市障害者自動車運転免許取得費補助決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第5条 前条の規定により、補助金の決定を受けた者は、伊万里市障害者自動車運転免許取得費補助金請求書（様式第3号）により、自動車運転免許の取得に係る補助金を請求するものとする。

2 前項の請求書には自動車運転免許の取得に要した費用の領収書、運転免許証の写し及び市長が必要と認める書類を提出するものとする。

(補助金の返還)

第6条 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又はその一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、自動車教習所等で訓練を受けて自動車運転免許を取得した者一人

につき、自動車運転免許の取得に要した費用と100,000円のいずれか少ない額を限度として支給する。

(訓練の場所)

第8条 補助金の決定を受けた者が、県身体障害者団体連合会が自動車運転免許教習委託契約している次の6校を利用する場合は、市長は県身体障害者団体連合会に事務費を支払うものとする。なお、この場合、県身体障害者団体連合会は、申請者に対して自動車運転免許取得にかかる支援を行うものとする。

- (1) 唐津自動車学校
- (2) 大町自動車学校
- (3) 鳥栖自動車学校
- (4) 多久自動車学校
- (5) 伊万里自動車学校
- (6) 鹿島自動車学校

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成18年告示第110号)

この要綱は、平成18年10月1日から施行し、18年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成29年7月26日告示第91号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。